

農地関係 ICT 活用工事実施要領 新旧対照表

改正後	現行（令和5年4月1日施行）																																																						
<p>農地関係 ICT 活用工事実施要領</p> <p>第4条 ICT 施工技術の具体的内容と適用範囲</p> <p>ICT 施工技術の具体的内容については、次の①～⑤に定めるもの並びに、その他、情報化施工技術を用いた施工で、情報化施工技術の活用ガイドライン（農林水産省農村振興局整備部設計課）（以下「ICTガイドライン」という。）又はそれに類する基準に従い、実施が適切と発注者が認めるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>（表-1 削る）</p>	<p>農地関係 ICT 活用工事実施要領</p> <p>第4条 ICT 施工技術の具体的内容と適用範囲</p> <p>ICT 施工技術の具体的内容については、次の①～⑤及び表-1に定めるもの並びに、その他、情報化施工技術を用いた施工で、情報化施工技術の活用ガイドライン（農林水産省農村振興局整備部設計課）（以下「ICTガイドライン」という。）又はそれに類する基準に従い、実施が適切と発注者が認めるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>表-1 ICT 施工技術と適用工種</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">段階</th> <th rowspan="2">技術名</th> <th rowspan="2">対象作業</th> <th rowspan="2">建設機械</th> <th colspan="4">適用工種</th> <th rowspan="2">監督／ 検査／ 施工管理</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>共通 工事 ※1</th> <th>管水 路 工事</th> <th>ほ場 整備 工事</th> <th>舗装 工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3次元起 工測量／ 3次元</td> <td>UAVによる起工 測量／出来形管理</td> <td>測量 出来形計測 出来形管理</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>ICT ガイド ライン</td> <td></td> </tr> <tr> <td>出来形 管理等 施工管理</td> <td>TLSによる起工 測量／出来形管理</td> <td>測量 出来形計測 出来形管理</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>ICT ガイド ライン</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>出来形管理用TS 等光波方式による 出来形管理</td> <td>出来形計測 出来形管理</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>ICT ガイド ライン</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ICT建 設機械に よる施工</td> <td>3次元MC技術 3次元MG技術</td> <td></td> <td>ICT 建設機 械</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>—</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【凡例】○：適用可能 —：適用外</p> <p>※1 「共通工事」については、「ICTガイドライン」による</p>	段階	技術名	対象作業	建設機械	適用工種				監督／ 検査／ 施工管理	備考	共通 工事 ※1	管水 路 工事	ほ場 整備 工事	舗装 工事	3次元起 工測量／ 3次元	UAVによる起工 測量／出来形管理	測量 出来形計測 出来形管理	—	○	—	○	—	ICT ガイド ライン		出来形 管理等 施工管理	TLSによる起工 測量／出来形管理	測量 出来形計測 出来形管理	—	○	—	○	○	ICT ガイド ライン			出来形管理用TS 等光波方式による 出来形管理	出来形計測 出来形管理	—	○	○	○	○	ICT ガイド ライン		ICT建 設機械に よる施工	3次元MC技術 3次元MG技術		ICT 建設機 械	○	○	○	○	—	
段階	技術名					対象作業	建設機械	適用工種				監督／ 検査／ 施工管理	備考																																										
		共通 工事 ※1	管水 路 工事	ほ場 整備 工事	舗装 工事																																																		
3次元起 工測量／ 3次元	UAVによる起工 測量／出来形管理	測量 出来形計測 出来形管理	—	○	—	○	—	ICT ガイド ライン																																															
出来形 管理等 施工管理	TLSによる起工 測量／出来形管理	測量 出来形計測 出来形管理	—	○	—	○	○	ICT ガイド ライン																																															
	出来形管理用TS 等光波方式による 出来形管理	出来形計測 出来形管理	—	○	○	○	○	ICT ガイド ライン																																															
ICT建 設機械に よる施工	3次元MC技術 3次元MG技術		ICT 建設機 械	○	○	○	○	—																																															
<p>第6条 ICT 活用工事実施の推進のための措置</p> <p>（1）工事成績評価における加点</p> <p>ICT 活用工事を実施した場合、発注方法に関わらず、<u>工事成績評価の創意工夫</u>において評価するものとする。<u>評価に当たっては、創意工夫の評価項目として、第1条①～⑤に示すICT施工技術の内、いずれか一つでも実施した場合は「ICT（情報通信技術）を活用した情報化施工を取り入れた工事」として評価し、その上で、①～⑤の技術について、活用した技術ごとに評価を加える。</u></p>	<p>第6条 ICT 活用工事実施の推進のための措置</p> <p>（1）工事成績評価における加点</p> <p>ICT 活用工事を実施した場合、発注方法に関わらず、<u>工事成績評価の「5. 創意工夫【施工】15. ICT（情報通信技術）を活用した情報化施工を取り入れた工事」</u>において評価するものとする。</p>																																																						

(2) 取組証の発行

前項の規定により工事成績評価において評価した工事のうち、「③ICT建設機械による施工」を実施した場合、監督員は、工事目的物の引き渡し後、速やかに請負者に対して「ICT活用工事取組証」(様式-1)を発行するものとする。

附則 この要領は令和3年7月1日から施行する。

附則 この要領は令和5年4月1日から施行する。

附則 この要領は令和5年7月1日から施行する。

(様式-1)

年 月 日

ICT活用工事取組証

名称

代表者名(契約の相手方)様

工 事 名	
工 事 の 場 所	
契 約 締 結 年 月 日	年 月 日
請 負 代 金 額	金 円
工 期	着手 年 月 日 完了 年 月 日
完 了 年 月 日	年 月 日
本 工 事 の 業 種	

※ 本取組証は、ICT 施工技術のうち、「③ICT 建設機械による施工」を実施した場合にのみ発行する。

愛知県〇〇〇所長 印

(2) 取組証の発行

前項の規定により工事成績評価において評価した工事のうち、「ICT建設機械による施工」を実施した場合、監督員は、工事目的物の引き渡し後、速やかに請負者に対して「ICT活用工事取組証」(様式-1)を発行するものとする。

附則 この要領は令和3年7月1日から施行する。

附則 この要領は令和5年4月1日から施行する。

(新設)

(様式-1)

年 月 日

ICT活用工事取組証

名称

代表者名(契約の相手方)様

工 事 名	
工 事 の 場 所	
契 約 締 結 年 月 日	年 月 日
請 負 代 金 額	金 円
工 期	着手 年 月 日 完了 年 月 日
完 了 年 月 日	年 月 日
本 工 事 の 業 種	

愛知県〇〇〇所長 印